

会議・打合せ等記録

部 長	課 長 等	係 長 等	担 当	回 覧

報告日：令和5年2月16日

名 称	令和4年度第3回鹿沼市環境審議会		
日 時	令和5年2月15日（水） 午後2時00分～午後3時00分		
場 所	南押原コミュニティセンター		
出 席 者	別紙のとおり		
内容及び 結果等	1 開会（司会：関口課長） 2 会長あいさつ（鈴木会長） 3 議題（進行：鈴木会長） (1) 報告事項 ア 鹿沼市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条 例の改正について イ 今後の放射能対策業務について ウ 廃棄物処理手数料の見直し進捗状況について (2) その他 4 閉会		
配布資料	別紙のとおり		
次回予定	R5 7月頃（R5年度第1回審議会）		
記 録 者	羽石		
鹿沼市審議会等の会議の公開に関する要綱第2条に基づく審議会等の公開状況 (該当する審議会等以外の会議・打合せ等については記入不要)			
公開・非公開の別	<input checked="" type="checkbox"/> 公 開	・ 非公開	(公開の場合) 傍聴人数 0人

令和4年度第3回鹿沼市環境審議会会議記録

委員氏名	鈴木	廣田	大出	松島	森	齊藤	梶原	岡本	安達	寺内	田島	橋本	小太刀	神山	渡邊
出欠	○	○	○	○	○	○	○	欠	欠	欠	欠	○	○	○	○

【事務局】

- 事務局……高村部長、関口課長、大出係長、羽石主任主事
- 環境課……川田係長、篠崎主任主事、齋上主事
- 廃棄物対策課……金子課長、浅野補佐

1 開 会

2 会長挨拶

(1) 会長挨拶

新型コロナウイルス感染症の分類が5月に「5類」に移行されると発表がありましたが、一方で、物価上昇やエネルギー高騰については、収まる見通しが立たない状況です。

環境保全を取り巻く状況においては、2021年7月、静岡県熱海市において、森土の崩落に伴う大規模な土砂災害が発生し、27名もの尊い命が失われたことは記憶に新しいところです。

こうした事態を受け、国は「宅地造成等規制法」の一部を改正し、令和5年5月26日から施行することとしています。

本日の議事においても、土砂等の埋立て等に関する「条例改正」が含まれています。市民の命、環境の保全といった課題に適切に対処できるよう、市と連携した取組が必要だと感じています。

本日の会議においては、環境を取り巻く様々な課題の解決に向け、委員の皆様には積極的な発言と、よりよい会議の運営にご協力いただきますようよろしくお願いいたします。

3 議 事

(1) 報告事項

ア 鹿沼市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する
条例の改正について

事務局：《川田係長が資料1及び事前質問回答表により説明。》

〈審議会での意見を踏まえた今後の市の対応〉

- ・土砂等の搬入時に発生し得る道路の破損において、その修復義務を条例の中でできる範囲で明文化する。

〈その他質疑〉

梶原委員：道路の破損について、復旧に関する内容は条例に規定されるのか。また、運搬車両の速度超過について、何か規制は考えているか。

事務局：道路の破損については、改正内容の中で県外土砂及び過積載を規制することで、減少に繋がると考えている。また、速度規制を本条例で定めることは難しいため、周辺住民等への説明の際に、速度規制に関する合意を形成していただきたいと考えている。

梶原委員：土砂等搬入による破損なのか不明な場合もあるが、修復方法によっては、不具合が解消されない場合もあるため、確実な修復を求められるようにして欲しい。

事務局：道路の破損については、地元との合意がきちんと守られているかという視点から、指導監督をしていきたい。

大出委員：埋立て等の場合は、周辺住民への周知を図るため、許可内容等について看板等で掲示できないか。また、改良土から染み出る排水による農地への影響が危惧される。改正内容の周辺住民への周知に関して、申請地付近が通学路になることもあるため、100メートルの範囲では狭いと思う。

事務局：看板の設置は現条例の中でも義務付けている。改良土について、現在は内規で使わないよう指導している。また、改正案では、100メートルの範囲外において、「生活環境に影響を受ける者」への周知は必要としている。

大出委員：申請者は、市に「周辺住民に説明しました」と回答するだけでよいのか。また、埋立てを行った箇所の地盤が緩いかどうか、経年で調査しているか。

事務局：周辺住民への説明について、説明対象者の氏名を市に報告させることを考えている。埋立て後の検査については、完了検査は行うが、定期的な確認はしていない。崩落等の発生を抑制するため、盛土の高さを5m（従前は10m）に制限することとした。

梶原委員：これまで、10mの盛土をしていた場所の対応はどうなるのか。改正後の条文を確認できるのはいつ頃か。

事務局：条例の改正前に申請された事業地は、10m制限のままとなる。改正後の条文については、今後、検察協議があるため確定した時期は明言できないが、R6年6月議会への上程を予定している。

鈴木会長：そのほか質問等あるか？報告のとおり了解するということで良いか？

一 同：《異議なし。》

イ 今後の放射能対策業務について

事務局：《川田係長が資料2により説明。》

大出委員：農産物等の放射性物質測定は、平成24年以降測定件数が減少しているとのことだが、基準値を超えた実績はあるか。

事務局：R3は4件検出されたが、うち3件は市外で採取したもので、残りの一件は市内で採取されたものだが、出荷制限のある「コシアブラ」であった。

神山委員：茸類、山菜、原木シイタケ等の出荷制限は解除されるのか。また、イノシシは基準値を超えているか。

事務局：制限については、県の所管のため、今後注視していく。イノシシについて、最近市内で捕獲されたものについては、基準値を超えていない。元来、市が行っている農産物等の測定は、市民が自家消費する際の安全性の参考とするためのものである。

梶原委員：測定業務を見直すことで、使用しなくなった測定機器はどうするのか。

事務局：空間放射線量の測定は、移動式の測定器1台で実施してきた。今後も、除去土壌の管理等で使用する。貸出用の機器についても、クリーンセンターで貸出業務を継続するため、使用する予定である。

大出委員：放射線量等が基準値を超えている土壌は、どう管理しているのか。

事務局：防水シートで保護している。

大出委員：放射線量等が高い土と低い土とを混合し、放射線量等を低くして処分するという方法を聞いたが、今後どうするのか。

事務局：汚染土壌の処分は、国の所管となる。処理に伴う汚染土壌の中間処分場の建設も進んでいない。今後、国へ働きかけをしていく。

鈴木会長：その他、質問等あるか？了解するということで良いか？

一 同：《異議なし。》

ウ 廃棄物処理手数料の見直し進捗状況について

事務局：《浅野補佐が資料3により説明》

〈審議会での意見を踏まえた今後の市の対応〉

- ・道路等の動物の死骸の通報は、有料だと誤解している市民もいるとご意見を受け、今後、広報紙やホームページ等をとおして、周知徹底を図る。
- ・粗大ごみの自宅引取及び事業系の資源物の料金設定に関して、次回の審議会で金額も含めた案を提示する。

〈その他質疑〉

廣田委員：動物の死体通報が有料だと思い躊躇う人もいる。

事務局：広報紙やホームページ等をとおして周知を図る。

大出委員：動物の死体の自宅引取に関して、イノシシ等は有害鳥獣駆除の補助金をもらっている場合もある。手数料の額をあげても良いのではないか。

事務局：自宅引取は、犬猫などのペットを想定している。これ以上の大きさは、ご自身

での持込みにより無料としている。有害鳥獣に関しては、市として駆除を依頼しているため、無料としている。

梶原委員：自宅引取は非常に便利な制度であるため、見直す場合、個数が多くなるほど割引されるなどの料金設定を検討して欲しい。また、事業系ごみの資源物の料金を引き上げることで、分別の意識が希薄化することが危惧される。

事務局：自宅引取の料金設定については、4個ではいくら、5個を超えるといくらなど、個数に幅を設ける方法も含めて検討している。事業系ごみについては、リサイクルに係る分別を進めるため無料にしていたが、処理費が嵩み売却益を加味しても赤字となっている。ただし、燃やすごみより安い金額で検討している。さらに検討を深め、次回の審議会で金額等お示しする。

大出委員：ヤオハンなどに資源物を持っていくと、ポイントに還元されるサービスがある。集められた資源物はクリーンセンターに持ち込まれるのか。また、家電などの無料回収をしている業者を見かけるが、利用しても良いものか悩ましい。

事務局：資源物へのポイント加算は、事業者が独自に行っているもので、回収した資源物がクリーンセンターに持ち込まれることはない。家電等の無料回収については、良いとも悪いとも言えないが、他の自治体でトラブル事例となったケースも聞いている。様々な面を考慮して自身で総合的に判断されたい。

鈴木会長：その他、質問等あるか？了解するということで良いか？

一 同：《異議なし。》

(2) その他

事務局：次回の会議は、7月頃開催予定。詳細は、改めてご案内する。

鈴木会長：その他何かあるか？

一 同：なし。

4 閉 会